

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成26年(㉔)第 128 号 仮処分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に 金30万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮
に開示せよ。

債務者は、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ。

平成 26 年 2 月 3 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 棚橋知子

(別紙)

当 事 者 目 録

債 権 者

〒803-0816 北九州市小倉北区金田2丁目6番4号
リーガルタワー2階北九州第一法律事務所(送達場所)
債権者代理人弁護士 田 箆 亮 博
電 話 093-571-4688
FAX 093-571-4048

シンガポール共和国 〒36-7998
80 プレーフェア通り #07-15
カポ ファクトリー ビル
(80 PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY BUILDING SINGAPORE (367998))

債 務 者 パケットモンスターインク ピーティーイー エルティーディー
(PACKET MONSTER INC. PTE. LTD.)

上記代表者取締役 エフエンディ アーメッド ハリス メリカン
(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

以上

(別紙)

発 信 者 情 報 目 録

- 1 別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を投稿した際のIPアドレス
 - 2 前項のIPアドレスが割り当てられた電気通信設備から、債務者の用いる特定電気通信設備に前項の各投稿記事が送信された年月日及び時刻
-

(別紙)

投 稿 記 事 目 録

閲覧用URL

<http://kohada.2ch.net/test/read.cgi/cosp/1379564817>

1	番号	3 5 9	投稿日時	2013/11/23 14:56:40.99
2	番号	3 6 9	投稿日時	2013/11/23 23:27:27.95
3	番号	3 7 3	投稿日時	2013/11/24 08:43:30.90
4	番号	3 8 2	投稿日時	2013/11/24 14:19:32.69
5	番号	3 9 2	投稿日時	2013/11/25 12:13:50.76
6	番号	4 0 0	投稿日時	2013/11/25 18:13:31.57
7	番号	4 0 1	投稿日時	2013/11/25 18:40:30.98
8	番号	4 0 5	投稿日時	2013/11/25 22:20:03.96
9	番号	4 5 1	投稿日時	2013/12/06 23:51:41.44

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 26 年 2 月 3 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 服 部

